

地方分権改革に関する提案募集に係る意見

- 本年の提案募集においても重点募集テーマとして設定されている「計画策定等」は、地方にとって過大な負担となっているものがあり、関連する提案について特に積極的な対応を求める。
- 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の各府省第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。
- 「各府省の計画策定等における見直しの検討状況について」も、対応困難とされたものが多く、積極的な対応を求める。
- これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に、義務付け・枠付けの見直しに関する提案について迅速な対応を求める。

1 計画策定等

1-1 地方からの計画策定等に関する提案・・・68件〈重点事項50件〉

1-2 各府省の計画策定等における見直し

・・・見直しについて検討（A）53件

2 義務付け・枠付けの見直しに関する提案・・・76件〈重点事項50件〉

～ うち2件は「従うべき基準」の見直し関係 ～

1-1 計画策定等に係る提案について (1/5)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について (抄)

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日
閣議決定

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担

(前略)

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

(後略)

○各府省には「経済財政運営と改革の方針2022」に記載された原則を遵守いただきたい。

1-1 計画策定等に係る提案について (2/5)

計画策定等に関する提案・・・68件<うち、全国知事会 共同提案抜粋>

※一つの提案で複数の対応を求めている場合があるため、分類ごとの件数の合計と全体件数は一致しない。

●策定そのものの廃止を求める提案 17件

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画 (No.4)
- ・土地利用基本計画 (No.130、179)
- ・日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針 (No.131)
- ・都道府県障害(児)福祉計画 (No.133、134)
- ・地方スポーツ推進計画 (No.137)
- ・医療計画と関係計画との統廃合等 (No.282、283)

●他の計画と一体化又は他の手段と代替すべきことを求める提案 19件

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画 (No.135)
- ・瀬戸内海指定物質削減指導方針、瀬戸内海環境保全府県計画 (No.138、139)
- ・DV防止法に基づく都道府県基本計画を都道府県男女共同参画計画と一体的策定可へ (No.281)

●策定等に係る手続(認定・協議等)について見直しを求める提案 21件

- ・地域公共交通利便増進実施計画 (No.3、263)
- ・総合保養地域整備基本構想 (No.5)
- ・地震防災緊急事業五箇年計画 (No.6、170)

●記載事項について見直しを求める提案 15件

- ・酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画 (No.136、167)

●期間の認定について見直しを求める提案 4件

1-1 計画策定等に係る提案について (3/5)

重点番号67 (No.282、283) <全国知事会 共同提案>

・医療計画と関係計画との統廃合等

生じている支障

都道府県においては、「がん対策推進計画」及び「循環器病対策推進計画」の作成が義務付けられている。一方で、都道府県に定めることとされている「医療計画」に記載する事項として、「がん」、「脳卒中」及び「心筋梗塞等の心血管疾患」が示されている。その結果、同じ疾病に関して、**記載内容・趣旨が重複する計画を複数策定**することとなっている。

提案内容

- ①都道府県の判断において、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画について、医療計画等に必要な項目を整備することで**代替可能**としてはどうか。
- ②都道府県の判断において、「都道府県がん対策推進計画」及び「都道府県循環器病対策推進計画」の記載をもって、医療計画における「がん」、「脳卒中」及び「心筋梗塞等の心血管疾患」の記載については**代替可能**としてはどうか。



制度改正による効果

重複する内容の複数の計画を作成する必要がなくなることにより、
計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。

1-1 計画策定等に係る提案について (4/5)

<制度的課題の検討の必要性①>

- **新たな義務付け・枠付けに対して、法令協議等を通じた十分なチェックを行う仕組みが確立されていない。**

<令和4年提案のうち、**第3次勧告 (H21.10)** 後に、新たに設けられた義務付け・枠付けに関する提案>

- ・循環器病対策推進計画の廃止 (No.282) ※全国知事会共同提案
健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 (平成30年法律第105号) により、都道府県が循環器病対策推進計画を策定することを義務付け。

※参考 (都道府県循環器病対策推進計画)

第十一条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画 (以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。) を策定しなければならない。

(厚生労働省の一次回答)

計画の趣旨等が他計画とすべて合致するわけではないため、他の計画ですべて代替することは困難。他の計画と重複する内容がある場合は、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。

- 「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること

1-1 計画策定等に係る提案について (5/5)

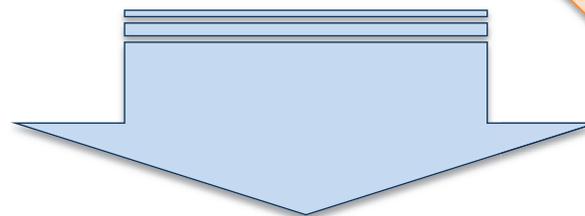
<制度的課題の検討の必要性②>

○ 通知・告示・省令等の形式に基づく（法律又は政令に基づかない）義務付け・枠付けが存在している。

<令和4年提案のうち、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けに関する提案>

- ・地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止 (No.58)

令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱改正により、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することを義務付けた。併せて、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することを義務付けた。



(国土交通省一次回答)
地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。

○ 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、通知・告示・省令等の形式に基づく（法律又は政令に基づかない）義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること

1-2 各府省における計画策定等の見直しの検討状況について (1/2)

R4.5.13付けでR4.6.1時点の計画策定における見直し検討状況が内閣府から各省庁へ照会された。

■ 調査表①「法律に根拠があるもの」のうち、
『地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもの』

A1 (法令改正を伴うもの) 10件 (※実施済み5件含む)

A2 (通知等の改正によるもの) 37件 (※実施済み18件含む)

【A1】一部抜粋

- ・都道府県障害（児）福祉計画、市町村障害（児）福祉計画：障害者部会で検討→R4年中に厚生労働省告示改正予定。
- ・「子ども・若者育成支援推進法」（努力義務）及び「子ども貧困対策の推進に関する法律」（努力義務）に基づく都道府県及び市町村計画は、「その他の子どもに関する施策を記載する計画」と一体的策定可能な旨、R4.6.15に成立した「こども基本法」（令和4年法律第77号）第十条第四項に規定され、今後、施行準備が行われる。

【A2】一部抜粋

- ・定時制及び通信教育の運営に関する総合計画等：今年度中に既存計画との統合が可能な旨、周知。
- ・定員管理・給与適正化計画：R4.9月までに記載内容の一部削除等、様式の簡素化を検討。
- ・地域再生計画：同計画並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画の提出窓口のR5年度事業申請からの一本化、R5年度事業申請から様式の本一本化に向けて引き続き検討。
- ・耐震改修促進計画、賃貸住宅供給促進計画、市町村空家等対策計画、マンション管理適正化推進計画、地域住宅計画：R3.6月、住生活基本計画等と統合して策定が可能な旨、通知発出済。
- ・高齢者居住安定確保計画：R3.6月、住生活基本計画等と統合して策定可能な旨、通知発出済。
- ・都道府県第二種特定鳥獣管理計画：R3.12月、手続きの合理化・簡素化を図ることが可能な旨等を明確化した通知発出済。

1－2 各府省における計画策定等の見直しの検討状況について (2/2)

■ 調査表②「政省令及び通知・マニュアル等により策定を要請しているもの」のうち、
『地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもの』

A1（法令改正を伴うもの） 0件

A2（通知等の改正によるもの） 6件（※実施済み1件含む）

【A2】

・地域国際交流推進大綱

→地域国際化協会を同大綱に位置づけることを不要とする方向で今年度中に見直し予定

・地域経済循環創造事業実施計画書、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）実施計画書

→R5年度様式から実施計画書の簡素化（項目の統合等）を行う方向で見直し予定

・経営改善計画

→R4.11月までに記載を簡素化する方向で見直し予定

・旧公害防止対策事業計画

→計画の記載内容を一部削除する等、様式の簡素化を検討

・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画

→様式の簡素化や記載事項の省略化について要綱を一部改正済（R4.3月）

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（1/3） ＜基本的考え方＞

【義務付け・枠付けの見直し】

- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。
- ※ 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」235件のうち、義務付け・枠付け関係は76件〈重点事項50件〉。

【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ、「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。
- ※ 義務付け・枠付け関係76件の提案のうち、「従うべき基準」に関する提案は2件であり、「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」等に改めることで根本的に支障が解消される見込み。
なお、「従うべき基準」に関する提案2件は医療・福祉分野。

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (2/3) ＜令和4年提案＞

① 義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外） …… 74件

- ・介護予防支援に係る民間法人の参入 (No.1)
- ・建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し (No.16)
- ・会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立 (No.89)
- ・オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止 (No.97)
- ・登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用 (No.117)
- ・セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化 (No.171)

② 「従うべき基準」に関する提案 …… 2件

・小規模保育施設の職員配置基準の緩和 (No.29)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の中で、小規模保育施設（A型）においては、従事者全員が保育士資格を有する必要があると規定。その上で保育所の配置基準に加えて1名の保育士が必要となっている。

（内閣府・厚生労働省一次回答）
保育の質・安全性を担保するため、実現することは困難。

・介護保険制度における訪問リハ及び通所リハの指定基準の緩和 (No.154)

2 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (3/3)

＜従うべき基準について＞

- 第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。特に、福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されており、地方自治体の自主性や自由度が狭まっている。

⇒ 全国一律の「従うべき基準」による支障を起因として多くの提案がなされてきたが、関係府省は質・最低水準の確保等を理由に対応が困難と回答。

＜平成26年から令和4年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案＞

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和 ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し ・ 保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等 ・保育所等の人員配置基準の緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和 ・児童養護施設の保育士配置の基準緩和
令和元年	7件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し
令和2年	5件	・小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し ・保育所における居室面積に関する基準の見直し
令和3年	2件	・保育室等の居室面積に関する基準の緩和特例措置期限の廃止 ・居宅療養管理指導の人員基準の見直し
令和4年	2件	・小規模保育施設の職員配置基準の緩和 ・介護保険制度における訪問リハビリ及び通所リハビリの指定基準の緩和

- 「従うべき基準」については制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化するなど、第2次・第3次勧告の趣旨を踏まえて義務付け・枠付けの見直しを行うこと

3 全ての提案に共通して国に対処を求める事項

○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求める。

- ・ 地方公共団体における計画等の策定は、努力義務規定や「できる」規定であっても、国庫補助金等の交付要件となるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在しているため、制度的な課題として計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど横断的な見直しを行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。
- ・ 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

○ 全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって 対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。